算式の符号

［略］

B　市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により令和 4 年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とＩの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から 1 キロメートル（当該実距離が 1 キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を実距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びＩの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路区間の実距離からそれぞれ 0.5 キロメートル（当該実距離が 0.5 キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路区間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に 0.1 キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(2)　昼間流出人口比率に係る点数

次の表の昼間流出人口区分欄ごとのＣの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数は、昼間流出人口が一、一〇〇人未満の市町村にあつては一一〇〇点、昼間流出人口が一、一〇〇人以上四一、〇〇〇人未満の市町村にあつては一一五〇点、昼間流出人口が四一、〇〇〇人以上の市町村にあつては一三〇〇点をもつてそれぞれ上限とする。）

昼間流出人口区分	Ｃの区分	算式
41,000 人未満	［略］	［略］
41,000 人以上 83,000 人未満	［略］	［略］
83,000 人以上	［略］	［略］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　昼間流出人口比率（昼間流出人口を令和 2 年人口で除して得た率に 100 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

［(3)・(4)　略］

［(二)　略］

算式の符号

［同左］

B　市町村役場の所在地（町村役場が他の市町村の区域内に所在する場合には、当該町村役場は当該町村の区域のうち地方税法第 411 条の規定により平成 29 年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高である地点に所在するものとみなす。以下この表において同じ。）とＩの地域の市町村の役場（特別区にあつては山手線の駅とし、大阪市にあつては大阪環状線の駅とする。）の所在地との最短距離（最も経済的な通常の経路及び方法により旅行する場合における鉄道（定期バスを含む。）、水路及び陸路による実距離とする。ただし、陸路のみにより旅行する場合にあつては実距離から 1 キロメートル（当該実距離が 1 キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を実距離とみなし、その他の場合にあつては市町村役場の所在地及びＩの地域の市町村役場の所在地を起点とする陸路区間の実距離からそれぞれ 0.5 キロメートル（当該実距離が 0.5 キロメートル未満であるときは、当該実距離）を控除した距離を当該陸路区間の実距離とみなす。区間ごとの実距離に 0.1 キロメートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(2)　昼間流出人口比率に係る点数

次の表の昼間流出人口区分欄ごとのＣの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数は、昼間流出人口が一、一〇〇人未満の市町村にあつては一一〇〇点、昼間流出人口が一、一〇〇人以上四三、〇〇〇人未満の市町村にあつては一一五〇点、昼間流出人口が四三、〇〇〇人以上の市町村にあつては一三〇〇点をもつてそれぞれ上限とする。）

昼間流出人口区分	Ｃの区分	算式
43,000 人未満	［同左］	［同左］
43,000 人以上 86,000 人未満	［同左］	［同左］
86,000 人以上	［同左］	［同左］

算定の過程に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

C　昼間流出人口比率（昼間流出人口を平成 27 年人口で除して得た率に 100 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

［(3)・(4)　同上］

［(二)　同上］